

定額給付金

申請受付が始まりました

市では4月上旬に定額給付金の申請書を各世帯主の方に発送し、4月6日から定額給付金の受付を開始しました。

定額給付金には申請期限がありますので早めの申請をお願いします。また、申請方法がわからない方、申請に必要な書類の写し(コピー)を用意できない方は、各集落集会所において申請受付相談口を設けますので(市報と一緒に各家庭に配布したチラシ参照)、おいでください。

■定額給付金の目的

市民の皆さんの生活支援と、地域の経済対策を目的として給付します。

■給付の対象となる方

基準日(平成21年2月1日)現在において次の①または②のいずれかに該当する方。

①飯山市の住民基本台帳に記載されている方

②飯山市の外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者、短期滞在者を除く)

■申請・受給者

申請・受給者は、原則として基準日現在での世帯の世帯主の方となります。
※同一世帯構成者であれば代理申請は可能です。

■申請受付期間

平成21年4月6日(月)から平成21年10月6日(火)まで

■給付方法

原則として申請・受給者(世帯主)名義の口座への振込となります。なお、申請をいただいてから振込までに、1か月程度かかります。

Aさん家族の給付例(4人家族)

・お父さん(世帯主)	1万2000円
・お母さん	1万2000円
・太郎君	2万円
・花子ちゃん	2万円

お父さんの金融機関口座に給付金6万4000円が振込

定額給付金の給付額

- 19歳以上64歳以下の方
1万2,000円(給付対象者1人につき)
 - 65歳以上の方および18歳以下の方
2万円(給付対象者1人につき)
- ※65歳以上…昭和19年(1944年)2月2日以前に生まれた方
※18歳以下…平成2年(1990年)2月2日以降に生まれた方

申請から給付までの流れ

①市から各世帯へ申請書等を郵送(4月上旬)

②各世帯から市へ申請手続き(4月6日(月)～10月6日(火))

郵送による申請手続き

申請書に必要な事項を記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。

また申請書の裏に次の書類を貼り付けてください。

●必要書類

◆申請者の身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証などの写し(コピー))
※外国人の方は外国人登録証明書の写し

◆振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳等の写し

●申請窓口

◆市役所4階 41号会議室
◆各地区活性化センター
(受付時間はいずれも午前8時30分～午後5時30分、土日祝日は除きます)

◆各集落集会所での申請受付相談口(市報への折り込みチラシをご覧ください)

③世帯主の口座へ給付金の振込(申請から約1ヵ月後)

対象となる世帯の方は期限までに手続きを

子育て応援特別手当の支給が始まります

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から支給される手当で、定額給付金と同様、事務は市が行い、財源は国が負担します。

この手当は対象となる児童のいる世帯の世帯主に支給されます。該当の世帯には4月初めに申請書類を送りしていますので、手続きをお願いします。お手元に届かない場合などはお問い合わせください。

対象となる児童
次の要件すべてに該当する児童が対象となります。

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

◆平成21年2月1日の時点で、住民登録または外国人登録されている児童

◆登録されている児童
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子供
◆第2子以降の児童手当の額
3万6000円
(対象児童1人あたり)

申請の手続き
お送りしました書類をご確認のうえ、市役所子ども課にて手続きしてください。

申請期限
10月6日(火)まで

※申請期限を過ぎると手当が受給できなくなります。

お問い合わせ先
子ども課子育て支援係
☎03111 内線391

集落・公共的団体が行う地域の活力を生み出す活動を支援

悠久のふるさとづくり支援金事業を募集

先人が築いてきた悠久のふるさと飯山。この財産を次の世代に引き継ぐことは、今を生きる世代の大きな役割です。

市では、地域住民がともに喜び合い、豊かさを実感し、活力あふれる「ふるさとづくり」を進めるため、自ら考へ行う事業に対し、「悠久のふるさとづくり支援金」を交付し、ふるさとを次世代につなぐための活動を支援します。

交付対象団体

◆集落(区)または地区区長会

◆公共的団体等(市内に事務所等を有し、公共的活動または地域の活性化に資する活動を営む団体)

※支援金を一度受けた団体は対象となりません。

交付対象事業

交付対象団体がふるさとづくりを進めるため地域住民とともに自ら考へ自ら行う事業のうち、次に掲げる事業。

- ①地域協働の推進に関する事業
- ②文化の振興に関する事業
- ③安全・安心な地域づくりに関する事業(防災、防犯、交通安全対策等)
- ④環境保全、景観形成に関する事業
- ⑤その他、元気を生み出す

地域づくりに役立つ事業

※交付対象とならない経費

①団体・施設の運営費や人件費

②用地取得または賃借に要する経費および補償費

③調査研究および計画作成にかかる委託費

④食糧費

交付額

◆ソフト事業
…事業費の5分の4以内

ハード事業

…事業費の5分の3以内

※いずれも支援金の限度額は50万円とします。

事業年度

平成22年度まで

募集締切

平成21年5月20日(水)

お問い合わせ

企画財政課企画調整係

☎03111 内線391

個人情報保護・情報公開の実施状況

平成20年度中、市に対して請求があった個人情報保護および情報公開に関する実施状況をお知らせします。

◆飯山市個人情報保護条例の規定に基づく記録情報の開示請求はありません。
◆飯山市情報公開条例の規